

広島県選挙管理委員会告示第百三号

令和三年十一月十四日執行の広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

令和三年十一月五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

金 額 七、一五九、四〇〇円